

法 務 大 臣 殿
福岡入国管理局長 殿

2018年3月6日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内
共同代表 井上幸雄（福岡市・アジアに生きる会・ふくおか）
岩本光弘（北九州・外国人実習生権利ネットワーク）
コース・マルセル（福岡市・美野島司牧センター）
中島眞一郎（熊本市・コムスタカ-外国人と共に生きる会）

貴局におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第20回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡入国管理局管内（以下「福岡局管内」という）の統計数値をご回答ください。

意見交換会における質問と回答

I 入管業務に関する質問

1 日本語学校留学生（「告示日本語教育機関」所属の在留資格「留学」の学生）について
①旧在留資格「就学」に相当する日本語学校留学生について、昨年は「集計していない」との回答ですが、入管当局内部では旧在留資格「就学」について継続して数字を把握されておられるものと推察いたします。2016年及び2017年中の福岡局管内のその総数と各県別の数を教えてください。

『昨年の回答』集計していない。

『今年の回答』

「就学」に相当する日本語学校留学生の集計はない。

参考だが、日本語教育機関にかかる在留資格認定証明書交付は、2016年約4,800件、2017年約7,000件。

日本語教育機関から報告を受けた1月末現在の在籍者数は、2016年7,500件、2017年9,100件。

②この数年日本語学校留学生の過酷労働、失踪、学業未了等の問題が報道され、社会の関心が高まっています。2017年中に、福岡局管内の日本語学校留学生で、失踪した者の数、原因に関わらずに死亡した者の数、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。

『昨年の回答』集計していない。

『今年のお答』集計はない。

③日本語学校留学生の中には、送出し機関による「日本での労働制限はない」という触れ込みを信じて来日し、就労の後、在留期間の更新時に入管から問題とされる、あるいは学校から指導を受ける場合も散見されます。送出し機関における学生への法令遵守の徹底の確認等について、入管としてどのような具体的な対策をとっておられますか。更に中には送出し機関が日本語学校とほぼ同一の経営と思われるケースも見受けられます。この場合日本語学校に対してどのように対応されていますか。

『去年のお答』

不適切な方法で入学者の募集している情報を入手した場合は、受け入れ機関及び学生に対して事実確認を行うなど実態を調査し、その結果留学生の受け入れ教育機関として不適切と認められる事実が判明した場合には改善指導している。その後もそのような行為を繰り返し行い改善が認められない場合は告知削除の手続き取ることになる。この他にも不適切な学生の在籍管理が認められる場合には、随時受け入れ機関に対して指導している。また年一回、日本語教育機関に対し適正な学生の選抜や管理を行うよう説明会を行っている。

『今年のお答』

在留諸申請等に際し、学生からの説明等で本国送出し機関が資格外活動について不適切な説明を行っていた旨の情報を入手した際は、受け入れ教育機関に対し個別に注意、指導をしているほか、当局主催の日本語教育機関に対する説明会の他、各種説明会において、本国送出し機関への指導も含めた適正な学生選抜について、その都度指導している。

④ ③のケースについて、入管当局による送出し機関への対応、あるいは経営が同一の日本語学校である場合はこの日本語学校への対応はもちろんのこと、被害者である当該留学生の在留資格等について、一定期間、入管による保護的対応が当然必要と思われるが、いかがお考えか教えてください。

『今年のお答』

留学生にかかる在留諸申請において、資格外活動許可の条件違反が判明した場合には、違反の程度や理由等を総合的に判断した上で検討と処分を決定しており、違反事実を認められたことのみを以って直ちに不利益処分とするものではない。なお、2016年に福岡局管内で発生した日本語教育機関幹部による留学生に対する不法就労助長事案においては、各留学生の違反の程度及び理由等を総合的に検討した上で、在留諸申請に対する処分を決定した。

⑤日本語学校による留学生への日本語教育、居住、就労、生活、進路等の指導に不満や疑問を持つ留学生が、当該学校に相談しても解決しない場合、留学生が相談する機関は限られるのが現状です。留学生が入管に相談に行った場合、入管は相談にどのように対応され

ていますか、教えてください。また日本語教育機関の監督官庁の1つとして、日本語学校留学生への相談体制の現状についてのどのように認識されていますか。

『今年のお返』

留学生から電話や窓口で相談がなされた場合には、申し立て内容を正確に聞き取り、問題点を整理した上で必要に応じて日本語教育機関に説明を求めたり指導を実施したりしている。日本語教育機関の告示基準にも盛り込まれているとおり、教育機関は適切な在籍管理、進路指導及び生活指導をなしえる体制を整える必要があるところ、当局において、留学生による教育機関の指導に対する不満や疑問を直接的に相談する専門窓口は設けていないが、今申し上げているとおり、留学生からの申し立てに対しては在留外国人の在留管理を担う機関として適切に対応しており、今後も同様に対応に努める。

⑥一部の日本語学校において、留学生の事前了解なしに学校が留学生から預かったお金で航空券を事前に購入し、理由は様々あるにしても、留学生に対して1日程度の猶予をおいて、あるいは予告なしに、無理矢理車で空港に連れて行き、帰国させるという行為が散見されます。このような行為について入管はどのように認識されますか。

『今年のお返』

除籍や退学処分とした留学生について、本邦での活動状況に沿った在留手続きを取る場合以外は、準備が整い次第速やかに出国する指導をするよう教育機関に案内しているが、あくまで留学生の意思に基づく出国であることが前提であり、留学生に対する指導や説得を超えた強制力を伴う行為は人権侵害にあたることも併せて説明している。

(会場での質問で確認)

日本語学校や専門学校等の所属機関からの退学処分等が即ち在留資格「留学」の取り消しとなるのではなく、離脱から3ヶ月以内に別の日本語学校や専門学校等の受け入れが決まり手続すれば、(基本的に)問題はないことになる。

2 人身売買の被害者の保護について

人身取引(トラフィッキング)対策に関して、2004年に日本政府として人身売買行動計画(2009年改定・2014年改定)を策定し、法務省入国管理局を含む政府として取り組んでいます。福岡入管では人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行われてきたか質問をします。

① 2017年の「興行」の在留資格者の退去強制者数を教えてください。

『去年のお返』*2016年 0名

『今年のお返』*2017年 0名

②2016年及び2017年中に人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡局管内でそれぞれ何名か、国籍別に教えてください。

『昨年の回答』

*2015年全国 26名(フィリピン17名 タイ8名 スリランカ1名)うち福岡局管内 0名
*2016年福岡局管内は0件、全国は集計中。3月中に法務省ホームページで公表予定。
当局では、出入国管理及び難民認定法第2条第7号に規定する人身取引等の定義に該当する者を被害者と認定している。

『今年の回答』

*2016年全国 21人(タイ9人名、カンボジア7名、フィリピン5名)うち福岡局管内0名
*2017年は集計中。例年3月中旬に法務省ホームページで公表する。福岡局管内は0人。

③2017年に福岡局管内で人身取引被害者の疑いがある件と、その国籍内訳を教えてください。

『昨年の回答』「疑い」の統計は取っていない。

『今年の回答』「疑い」の統計は取っていない。

④2016年及び2017年中に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、国籍別内訳を教えてください。

『昨年の回答』

*2015年に保護された26名のうち、出入国管理及び難民認定法違反(不法入国、不法残留)となっていた11名(内訳フィリピン3名 タイ8名)を在留特別許可した。

*2016年は集計中。3月中に法務省ホームページで公表予定。

『今年の回答』

*2016年に保護された21名のうち、出入国管理及び難民認定法違反となっていた10名(タイ7名、フィリピン3名)を在留特別許可した。

*2017年は集計中。3月中に法務省ホームページで公表予定。

⑤2014年12月の人身取引行動計画においても、男性やセクシュアルマイノリティを対象とする一時保護施設は、努力目標に留まっています。今後、男性の旅券を持つ外国人が人身取引被害者として救済を求めてきたとき、福岡入管としてどのように対応されますか。また、人身取引被害者の一時保護機能の提供はどのように具体化されていますか。

『昨年の回答』

警察等の関係機関とも連携の上、適切な被害者保護を図ることとする。なお、人身取引対策行動計画2014においては、「人身取引被害者の保護、支援における保護機能の強化、法務省の人権擁護機関が実施する調査・救済において、緊急避難措置として、男性も含めた人身取引被害者に対し、一時保護機能を提供できるよう努めていく」とされている。

『今年の回答』

警察等の関係機関とも連携の上、適切な被害者保護を図ることとする。なお、人身取引対

策行動計画 2014 においては、「人身取引被害者の保護、支援における保護機能の強化として、法務省の人権擁護機関が実施する調査・救済において、緊急避難措置として、男性も含めた人身取引被害者に対し、一時保護機能を提供できるよう努めていく」とされている。当局としては常日頃から関係機関との連絡会議等を通じて緊密な連携を構築し、人身取引被害者の適切な保護をはかる。

⑥企業などが身元保証人となって来日していた新日系人(外国人女性と日本人男性との間に生まれ外国で出生した日本人の実子を示すもの)及びその母親で、人身取引被害者として認定された人は、何名ですか。

『昨年の回答』

ここでいう「新日系人」とは、「外国人女性と日本人男性との間に外国で出生した日本人の実子をさすもの」と思われる。

*2015 年に入国管理局が人身取引被害者として認定し保護したいいわゆる「新日系人」及びその母親の被害者は 11 人(いずれもフィリピン国籍)。ただし、企業などが身元保証人となった場合は承知していない。

*2016 年は集計中。

『今年の実答』

ここでいう「新日系人」とは、「外国人女性と日本人男性との間に外国で出生した日本人の実子をさすもの」ところ、2016 年に入国管理局が人身取引被害者として認定し保護したいいわゆる「新日系人」及びその母親の被害者は 0 人。

*2017 年は集計中。

⑦技能実習生で、2016 年及び 2017 年中に人身取引被害者の疑いがあるて調査したのは何件ですか。あれば概要を教えてください。

『昨年の実答』

*2015 年人身取引被害者として認定し保護した技能実習生はいない。なお、人身取引被害の疑いが持たれ、調査した結果、被害が確認できなかったなどの統計は取っていない。

*2016 年は集計中。3 月中に法務省ホームページで公表予定。

『今年の実答』

*2016 年人身取引被害者として認定し保護した技能実習生はいない。

*2017 年は集計中。3 月中に法務省ホームページで公表予定。なお、福岡局管内の技能実習生の人身取引被害者としての認定、保護はない。

⑧日本政府は国際組織犯罪条約及び人身取引議定書を 2017 年 7 月に締結し、8 月より発効しました。その結果、人身取引に関する施策はどのように変わっていますか。

『今年の実答』

議定書の発効以前から、同議定書の締結を視野に入れ、入管法に人身取引議定書上の人身取引の定義を網羅した人身取引の定義を置く、人身取引の被害者が上陸特別許可及び在留特別許可の対象となることを明文化する、人身取引加害者を上陸拒否及び退去強制の対象とする等の規定を置く、などの人身取引対策を行ってきている。今後も適切に人身取引対策を行っていく。

3 DV 被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

①2016 年中の福岡局管内で、DV 事案の認知件数の総数・国籍・内容とその内訳（期間更新等、退去強制手続、相談のみ）を教えてください。

『昨年の回答』

*2016 年 11 件（内訳は、フィリピン 4 件、中国 3 件、韓国 1 件、台湾 1 件、スリランカ 1 件、バングラデシュ 1 件）

その認知状況は、在留審査手続 3 件、相談 8 件。

『今年のお答』

*2017 年 10 件（内訳は、フィリピン 7 件、タイ 1 件、中国 2 件）。内訳は配偶者（内縁を含む）からの暴力等。その認知状況は、在留審査手続 4 件、相談 6 件。

（会場での質問で確認）

DV 被害の認知は女性のみ。

②入管より DV 事案として認知された事案について、その在留審査においてどのような配慮がなされているか教えてください。

『今年のお答』

配偶者としての身分に基づき在留している外国人からの在留期間更新許可申請において、配偶者からの DV を理由に配偶者の協力を得られず、配偶者による身元保証を得られない場合や配偶者と別居している場合等は、DV 被害者であることを考慮し、提出資料が不十分であったり、配偶者と別居中であっても許可するなど柔軟に対応している。また配偶者からの DV を原因に離婚訴訟等を行っている場合であっても離婚成立に確定的な見通しが立っていない場合は、在留資格の該当性が認められるとして在留期間の更新を認めている。一方夫婦双方が婚姻継続の意思を有しておらず今後配偶者としての活動が見込まれない場合には、申請の理由、申請人の在日経歴、在留状況、家族関係等をはじめ離婚に至った経緯等を総合的に判断し日本での在留の可否を決定する。特に養育監護を必要とする日本人の実子を扶養するため本邦在留を希望する外国人の親に対しては、その親子関係、当該外国人が実子の親権者であること及び現に実子を養育監護していることが確認できれば定住者への変更を許可している。

（会場での質問で確認）

DV 被害者は女性だけでなく、男性もあり得る。

4 ハーグ条約施行に関して

2014年4月からハーグ条約が発効しました。これに伴い、もう一方の親権者からの同意書を持たずに子どもを国外へ連れ出す親がいた場合、また子どもと一方の親のみが日本に入国する場合、ともに入管当局が出入国に「制限をかけたことはない」、との回答に変化はないですか。

『昨年の回答』

一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴していない親の同意書がないことをもって、出国を制限する規定はないため、当局から出国に制限をかけたことはない。

(昨年、会場での追加質問)

子どもと一方の親のみが日本に入国する場合、ハーグ条約に関わって制限を受けることがあるか。

(回答) それはない。

『今年のおこた』

一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴していない親の同意書がないことをもって、出国を制限する規定はないため、当局から出国に制限をかけたことはない。条約発効後において当局の取り扱いに変更はない。入国する場合にも制限はない。

5 セクシャルマイノリティに関する質問

①同性婚を合法化する国が増加しています。外国籍の同性婚配偶者として入国・在留する場合には、「特定活動」での在留が認められると言われていますが、どのような場合に認められますか。その件数も教えてください。

『昨年の回答』 集計はしていない。

『今年のおこた』

同性婚の相手については、入管法上配偶者に含まれないという取り扱いとしている。しかし、諸外国では同性婚についての法整備が進んでいる事情等もあり、当事者双方の本国で有効な婚姻が成立している、いわゆる「同性婚カップル」については、それらの方が本国と同様に我が国においても安定的に生活できるよう人道的観点を配慮し、在留資格「特定活動」を以って入国在留を認める取り扱いをする。

統計は取っていない。

②同性婚ではないが、パートナーシップ登録などパートナーシップ保障が認められる場合にも、「特定活動」での在留が認められますか。認められるのは、どのような場合ですか。

『今年のおこた』

「同性パートナーシップ」については、諸外国によってその保護（相続、社会保障等を含む）が与えられる範囲等が異なり、また同性婚と比較すると生じる効果に差があることから統一的に取り扱うことが困難であり、同性婚と同一に取り扱うことは困難。

6 「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わない」と入管からみなされた場合、在留資格の取り消しの対象とされます。また、90日以上の住所届出義務違反および虚偽の届出違反により在留資格が取消されます。福岡管内で、2016年及び2017年中に、入管難民認定法第19条の19事実調査権に基づいて調査された件数及び取消の通知がなされた外国人配偶者は何名いますか。また、住所に関する届出義務違反や虚偽の届出違反で、事実調査権に基づいて調査された件数、在留資格を取り消されたのは何名ですか。

『昨年の回答』

* 事実の調査（入管法19条の19）	2015年	0件	2016年	0件
--------------------	-------	----	-------	----

* 在留資格取消（入管法22条の4第1項の7）	2015年	2件	2016年	0件
-------------------------	-------	----	-------	----

2015年の2件について、19条の19事実調査権に基づく調査件数は集計なし。

* 住居地に関する届出義務違反、または虚偽の届出の疑いがあるとして事実の調査を実施した件数	2015年	105件	2016年	164件
---	-------	------	-------	------

* 在留資格取消（入管法22条の4第1項の8～10）	2015年、2016年	ともになし
----------------------------	-------------	-------

『今年の回答』

* 事実の調査（入管法19条の19）	2016年	0件	2017年	1件
--------------------	-------	----	-------	----

* 在留資格取消（入管法22条の4第1項の7）	2016年	0件	2017年	0件
-------------------------	-------	----	-------	----

* 住居地に関する届出義務違反、または虚偽の届出の疑いがあるとして事実の調査を実施した件数	2016年	164件	2017年	310件
---	-------	------	-------	------

* 在留資格取消（入管法22条の4第1項の8～10）	2016年、2017年	ともになし
----------------------------	-------------	-------

7 永住許可に関するガイドライン（平成29年4月26日改訂）について、このガイドラインでも最長期間の在留期間を有することという条件があり、注記で当面在留期間「3年」を最長期間の在留期間とみなすとされていますが、この扱いは変わりませんか。

『昨年の回答』

法務省で本年1月19日から2月16日まで、「永住許可のガイドライン」及び「我が国への貢献に関するガイドライン」の改正案についてパブリックコメントを実施し、現在その結果を踏まえ見直しについて検討していると承知しているが、具体的な検討状況等については承知していない。また3年を最長の在留期間とみなすことは本日現在、変更はない。

『今年の回答』

平成29年4月26日改定の「永住許可のガイドライン」においても、当面在留期間3年を有する場合は、最長の在留期間をもって在留しているとして取り扱うとしており現時点も

変更はない。

Ⅱ 改定入管法・技能実習法等について

1 技能実習生制度について

①2016年及び2017年中に、新規に来日した技能実習生（1号イ、1号ロ）は、全国で何名いますか。2016年の確定値及び2017年の人数は何名いますか。

『昨年の回答』

新規入国者数	2015年 末	1号イ（企業単独型）	6,680名	1号ロ（団体監理型）	90,307名
		2号イ（企業単独型）	1名	2号ロ（団体監理型）	16名
	2016年 6月末	1号イ（企業単独型）	6,665名	1号ロ（団体監理型）	99,453名
		2号イ（企業単独型）	2名	2号ロ（団体監理型）	11名
在留外国人数	2015年 末	1号イ（企業単独型）	4,815名	1号ロ（団体監理型）	87,070名
		2号イ（企業単独型）	2,684名	2号ロ（団体監理型）	98,086名
	2016年 6月末	1号イ（企業単独型）	5,060名	1号ロ（団体監理型）	91,796名
		2号イ（企業単独型）	3,078名	2号ロ（団体監理型）	110,959名

2016年末については集計中。

『今年の回答』

新規入国者数	2016年 1号イ（企業単独型）	6,665名	1号ロ（団体監理型）	99,453名
	2号イ（企業単独型）	2名	2号ロ（団体監理型）	11名

2017年は集計中。

在留外国人数	2016年 末	1号イ（企業単独型）	4,943名	1号ロ（団体監理型）	97,642名
		2号イ（企業単独型）	3,207名	2号ロ（団体監理型）	122,796名
	2017年 6月末	1号イ（企業単独型）	5,705名	1号ロ（団体監理型）	109,674名
		2号イ（企業単独型）	3,329名	2号ロ（団体監理型）	133,013名
	2017年 1号イ（企業単独型）	7,492名	1号ロ（団体監理型）	120,179名	
	2号イ（企業単独型）	0名	2号ロ（団体監理型）	9名	
	3号イ（企業単独型）	0名	3号ロ（団体監理型）	8名	

②2016年及び2017年中に受け入れ団体で不正行為の認定を受けた件数は、全国及び福岡局管内で何件ありましたか。その内訳を企業単独型、団体監視型の団体監理機関、実習実施機関別で、全国と福岡局管内の不正行為認定の件数を教えてください。

『昨年の回答』

全国の統計で 2015年総計 273機関（内訳 企業単独型3機関 団体監理型270機関）
そのうち、監理団体32機関 実習実施機関238機関
2016年は集計中

『今年の回答』

全国の統計で 2016 年総計 239 機関（内訳 企業単独型 2 機関 団体監理型 237 機関）
2017 年 213 機関（内訳 企業単独型 3 機関 団体監理型 210 機関）
福岡局管内の統計は作成していない。

③入国して実習実施機関で実習している技能実習生が、来日前に多額の保証金を支払い、あるいは違約金契約を締結して来日していることが入管により明らかになった場合、監理団体を通じて送り出し機関に対し、技能実習生に保証金等を返還するよう指導して、返還が実行された例は、全国及び福岡管内で何件ありましたか。

『昨年の回答』全国的な集計はない。福岡局では 2 件。

『今年の回答』集計は作成していない。

④2017 年中に、全国及び福岡局管内の技能実習生で、失踪した者の数、技能実習期間中に自殺を含む死亡した者の数、途中帰国した者の数をそれぞれ教えてください。また新聞報道による警察が把握する失踪者数（所在不明事案）との差があるようですが、どうしてですか。

『昨年の回答』

*2016 年 福岡局管内 失踪 222 名 死亡 0 名 途中帰国 958 名

*福岡局管轄内に所属する監理団体の報告による

全国 失踪 5,058 名 死亡 4 名 途中帰国 10,638 名

『今年の回答』

*2017 年 福岡局管内 失踪 653 名 死亡 0 名 途中帰国 779 名

全国 失踪 7,089 名 死亡 15 名 途中帰国 10,205 名

尚、当局で把握する失踪者について関係機関との間で網羅的に情報共有を行うことはなく警察の把握する数の根拠は不明。

⑤来日中の技能実習生の失踪者数が、2015 年と比べて 2016 年は減少しましたが、2017 年には再び増加しています。この要因について入管は、どのように考えていますか。また、その対策としてどのような取り組みを行っていきますか。

『昨年の回答』

福岡局管内の監理団体からの報告によると、技能実習生で 2016 年に失踪した者は 222 人。前年の 409 人から大きく減少している。失踪者については監理団体から詳細な報告を求めている他、失踪した技能実習生の退去強制手続きにおいて本人から事情を聴取するなどして、失踪に至った経緯等の分析に努めることとしているが失踪の要因は近年変わっておらず、スマートフォンなどの通信機器によりインターネット上の掲示板や SNS 等を介し、高収入を得られるとの甘言にのせられて失踪してしまうケースが多くみられる。この原因として技能実習生が技能実習制度および雇用契約内容を十分理解できてないことが考えられ

ることから、その対応策として監理団体に対して技能実習生を選抜する際に技能実習制度について十分に理解させるとともに雇用契約書の作成に際し母国語を表記するよう指導している。また多額の負債を返済するためより高額な報酬を求めていることも要因の一つであることから、これら事実の有無の確認の徹底等、適切な選抜を行うよう指導している。

『今年のお答』

福岡局管内の監理団体からの報告によると、技能実習生で2017年に失踪した者は653人で、前年の222人から大きく増加。失踪者については監理団体から詳細な報告を求めている他、失踪した技能実習生の退去強制手続きにおいて本人から事情を聴取し、失踪に至った経緯等の分析に努めているが、失踪の原因としては、より高い賃金を求めて失踪するなど技能実習を出稼ぎ労働の機会と捉え、より高い賃金を求めて失踪する者が多数となっている。そのため当局としては失踪者を多数発生させている送出し機関や監理団体等にかかる在留諸申請にかかる審査を厳格に行ってきた。実習実施機関や監理団体に対し、技能習得の意欲が認められる者を選抜するよう指導している。尚、技能実習法施行後の新制度では送出し国との政府間の取り決めにより、送出し国や送出し機関により技能実習生に対し、制度趣旨の通知徹底を求めるなど制度の適正化を図る。

⑥地方労働局と福岡入管の間には相互通報制度がありますが、技能実習生につき、2017年中に福岡入管から労働局に通報した件数、労働局から福岡入管に通報を受けた件数、および通報を受けて不正認定した件数を教えてください。

『昨年のお答』

*2016年速報値 労働局から通報 18件 うち不正行為認定件数1件 改善指導3件
福岡入管から通報 11件

『今年のお答』

*2017年速報値 福岡入管から労働局へ 2件
労働局から福岡入管へ 26件 うち不正行為認定6件 改善指導1件

⑦2016年及び2017年中の福岡局管内の技能実習生の総数と各県別の数を教えてください。

『昨年のお答』

*2015年末の九州内の技能実習生数

計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
17,897名	4,843名	1,434名	2,249名	3,458名	1,982名	1,607名	2,324名

*2016年9月末 (2016年末は集計中)

計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
19,523名	5,570名	1,594名	2,458名	3,546名	2,184名	1,720名	2,451名

『今年のお答』

*2016年末の九州内の技能実習生数

計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
22,670名	6,655名	1,849名	2,736名	4,235名	2,412名	1,950名	2,833名
*2017年6月末現在							
計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
25,659名	8,058名	2,049名	2,856名	4,796名	2,595名	2,141名	3,164名
*2017年末は集計中。							

⑧2017年11月施行の技能実習法により認可法人外国人技能実習機構が創設されました。新たな技能実習制度の下で、従来と比べて入管と外国人技能実習機構の権限は、どのように分担され、変化したのか教えてください。

『今年のお返事』

入管は旧法に基づく在留資格「技能実習」にかかる在留資格認定申請において、在留資格の該当性のほか上陸基準省令各法の適合性を総合的に判断していた。企業単独型においては1～23号、団体監理型においては1～40号までの基準が設けられていたが、新法施行後は技能実習計画の認定を受けていることのみ、となっている。即ちこれらの基準適合性については技能実習法令の規定に基づき、技能実習計画の認定を行う段階で機構が確認することとなっている。また機構と当局の間では、技能実習法及び入管法の業務上の必要な情報連携を図ることとしている。入管の権限としては、在留資格「技能実習」にかかる在留諸申請の許否の判断を行うほか、技能実習法上の主務大臣の職員として不正行為等が疑われる事業所の調査などの立入検査、申告の受理等に従事することとされている。機構の権限としては、外国人技能実習機構では技能実習計画の認定を行うほか監理団体または実習実施者に対する実地検査、技能実習生に対する母国語相談や実習先変更支援など技能実習生の保護に関する業務に従事することとされている。

⑨新しい技能実習制度の下では、JITCO（国際研修協力機構）はどのような役割を果たすこととなりますか。

『今年のお返事』

JITCOは公益財団法人であり当局が所管する法人ではないので、当局からの説明は差し控える。

⑩2016年改定入管法22条の4の第1項の5号「・・・当該在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合」の規定により、2017年中に福岡局管内で在留資格を取り消された件数を在留資格別に教えてください。

『今年のお返事』*2017年 0件

⑪福岡局管内において、2017年11月から新たに申請された「介護」の件数は何件ですか。

受け入れを予定している監理団体数、実習実施機関数も教えてください。

『今年のお答』

当局では、質問の技能実習の内容にかかる審査は行っておらず詳細は把握していない。かかる内容については、外国人技能実習機構に尋ねてほしい。

⑫アジア諸国の多くは、家族介護が大半で、日本のような施設での介護（以下「施設介護」という）の体制は整っていません。施設介護の経験がなく、勤務先がない外国人から、「介護」の技能実習の申請があった場合に受け入れが可能ですか。

『今年のお答』

質問は技能実習計画の計画認定の基準にかかる内容となるので、外国人技能実習機構に尋ねてほしい。

⑬介護の現場では、これまでも劣悪な労働条件が指摘され、労基法違反の割合が他の分野と比べて高いことで知られています。新たに「介護」の分野で実習する技能実習生の人権に配慮した入管の取り組みについて教えてください。

『今年のお答』

技能実習法の規定に基づく新しい技能実習制度では、外国人技能実習機構が労働条件を含めた種々の技能実習計画の認定基準に適合した場合に限って技能実習計画を策定しているほか、実際に認定された技能実習計画の内容通りに技能実習が実施されていることを実地に検査することとしており、必要に応じて労働基準監督機関などの関係機関との連携の下、必要な措置を講じることとしている。その上で外国人技能実習機構のみで対処できない事案等が発生した場合は、地方入管は技能実習法上の主務大臣の職員として、同じく技能実習法上の主務大臣の職員となる都道府県労働局と連携して立入検査に従事するなどして適切な対応に努めることとしている。

○番外

（会場での質問で確認）

技能実習生が、本邦において婚姻等の身分関係を結ぶことについて、妨げるものではない。その際、技能実習を継続するかどうかだけ確認している。技能実習を継続しない場合、一旦帰国しなければならない、と言うことではない。

Ⅲ 統計数値について

1 出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数

①出国命令制度により出国した外国人は、2017 年中に何名ですか。またそのうち未成年は何名ですか。

『昨年の回答』 *2016年 57名、うち未成年1名

『今年への回答』 *2017年福岡局管内 50名、うち未成年1名

②在留資格取消がなされた外国人は、2017年中は何名ですか。その在留資格別内訳を教えてください。

『昨年の回答』

*2016年 10名 (内訳 「留学」8名、「技術・人文知識・国際業務」1名、「日本人の配偶者等」1名)

『今年への回答』

*2017年福岡局管内8名 (内訳 「留学」5名、「技術・人文知識・国際業務」3名)

③難民認定申請件数及び難民認定件数は、2017年中は何件でしたか。申請の国別内訳(上位5位)と、福岡空港の入国審査の際の難民申請の件数も教えてください。

『昨年の回答』

*2016年 認定申請件数46件 認定件数0件(那覇支局を含む、他局からの移管は除く)
(昨年、会場での追加質問に対して後日電話で回答)

・国別内訳を教えてください。

(回答)上位5位の国別内訳は、ベトナム10名、ネパール7名、トルコ4名、ミャンマー3名、フィリピン3名。

・福岡空港での入国審査の際に難民申請した件数を教えてください。

(回答)(公表してないが)平成28年(2016年) 0件

『今年への回答』

*2017年 認定申請件数60名 認定件数0件

上位5位の国別内訳は、スリランカ10名、ミャンマー8名、ベトナム6名、エジプト及びネパール各5名

福岡空港における難民認定数及び一時庇護上陸許可数は0人

(会場での質問)

・難民認定申請60件のうち弁護士が付いたのは何件か、

(回答)そのような集計はしてないが、ほとんどないと思われる。

(後日、改めて電話で、弁護士が付いた件数を尋ねると)

(回答)難民申請は本人申請となっており弁護士は代理できないところ、未成年者等の付き添いと言う形で、弁護士が付いたのは数件にも及ばない1, 2件と思われる。

2 個人識別情報の提供義務化

上陸審査時における外国人の指紋や顔写真などの個人識別情報の提供義務化により2016年及び2017年中に福岡局管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続

をとった者の人数を教えてください。

『昨年の回答』

個人識別情報提供の義務化により 2015 年、2016 年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者について

全国において退去を命ぜられた者	2015 年	950 名	2016 年	1,235 名
全国において退去強制の手続きを取った者	2015 年	8 名	2016 年	5 名

福岡局についての件数は公表していない。

『今年の回答』

全国において退去を命ぜられた者	2016 年	1,235 名	2017 年	1,206 名
全国において退去強制の手続きを取った者	2016 年	5 名	2017 年	9 名

福岡局についての件数は公表していない。

3 住所以外の各種届出について

2016 年及び 2017 年中に、在留カードの住所地以外の記載事項変更の届出(入管法 19 条の 10) は、何件ありましたか。

『昨年の回答』

入管法 19 条の 10 による 在留カードの交付件数

*2015 年 全国 4,520 件、うち福岡局管内(那覇支局含む) 136 件
*2016 年(速報値) 全国 4,305 件、うち福岡局管内(那覇支局含む) 163 件

『今年の回答』

入管法 19 条の 10 による在留カードの交付件数

*2016 年 全国 4,305 件、うち福岡局管内 163 件
*2017 年(速報値) 全国 4,672 件、うち福岡局管内 189 件

4 福岡局管内での在留特別許可の運用の現状について

① 留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 *2015 年 65 件(確定値) 2016 年 29 件(概数値)

『今年の回答』 *2016 年 29 件(確定値) 2017 年 35 件(概数値)

② 福岡局管内で収容中に、60 日以内に在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 *2015 年 3 件(確定値) 2016 年 0 件(概数値)

『今年の回答』 *2016 年 0 件(確定値) 2017 年 0 件(概数値)

③ 1 年以上の懲役または禁固刑の有罪判決(執行猶予付き判決も含む)を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 *2015 年 7 件(確定値) 2016 年 9 件(概数値)

『今年の場合』 *2016年 9件 (確定値) 2017年 9件 (概数値)

5 福岡局管内での上陸特別許可の運用の現状について

① 陸特別許可の件数

『昨年の場合』 *2015年 86件 (確定値) 2016年 51件 (概数値)

『今年の場合』 *2016年 51件 (確定値) 2017年 39件 (概数値)

② 退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者で上陸許可された数は何名ですか。

『昨年の場合』 *2015年 4名 (確定値) 2016年 4名 (概数値)

『今年の場合』 *2016年 4名 (確定値) 2017年 2名 (概数値)

6 福岡局管内の上陸拒否者

福岡局管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何名ですか。その主な国籍別の内訳を明らかにしてください。

『昨年の場合』 *2015年 276名 (確定値) 2016年 397名 (概数値)

国籍、地域別の統計はなし。

『今年の場合』 *2016年 397名 (確定値) 2017年 410名 (概数値)

国籍、地域別の統計はなし。

7 福岡局管内の非正規滞在者の摘発件数と人数を教えてください。

『昨年の場合』 *2016年 摘発件数 85件 摘発人数 65人 (那覇支局除く)

『今年の場合』 *2017年 摘発件数 81件 摘発人数 89人

8 福岡局管内の退去強制処分について

① 福岡局管内で退去強制された者の総数及び内訳を教えてください。

『昨年の場合』

引渡し、引継ぎベースで (那覇支局除く)

退去強制者の総数	2015年 (確定値)	214件	2016年 (概数値)	210件
内訳	不法残留	149件	不法残留	173件
	不法入国	11件	不法入国	4件
	不法上陸	2件	不法上陸	4件
	資格外活動	26件	資格外活動	9件
	刑罰法令違反等	17件	刑罰法令違反等	14件
	その他	9件	その他	6件

『今年の場合』

退去強制者の総数	2016年(確定値)	210件	2017年(概数値)	261件
内訳	不法残留	173件	不法残留	194件
	不法入国	4件	不法入国	7件
	不法上陸	4件	不法上陸	0件
	資格外活動	9件	資格外活動	36件
	刑罰法令違反等	14件	刑罰法令違反等	22件
	その他	6件	その他	2件

③ 管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何名ですか。

『昨年の回答』*2016年 67名(引渡し・引継ぎベース)

『今年の回答』*2017年 73名

③退去強制者のうち 福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳を教えてください。

『昨年の回答』*2016年 0名

『今年の回答』*2017年 1名 (不法入国)

④2016年及び2017年中に、福岡局管内の収容施設から退去強制された被収容者のうち、自費出国者は何名でしたか。また、国費送還者と、そのうち送還忌避者は、何名でしたか。

『昨年の回答』

*2015年 自費出国 121名 国費送還者 3名 送還忌避者 1名

*2016年 自費出国 94名 国費送還者 2名 送還忌避者 1名

『今年の回答』

*2016年 自費出国 96名 国費送還者 2名 送還忌避者 1名

*2017年 自費出国 148名 国費送還者 2名 送還忌避者 0名

9 被仮放免者の居住地自治体への通知について

①被仮放免者の同意を得て入管より月ごとに居住自治体に通知を出すことになっているが、これに変更はないですか。

『昨年の回答』

居住地自治体への通知は、被仮放免者の同意を得て新たに仮放免を許可した場合、住所を変更した場合、仮放免が失効した場合に通知している。

『今年の回答』

居住地自治体への通知は被仮放免者の同意を得て、新たに仮放免を許可した場合、住居を変更した場合、仮放免が失効した場合に通知している。

②2016 年末及び 2017 年末における福岡局管内の被仮放免者は何名ですか。男女別にお答え
いただきたい。

『昨年の回答』

*2015 年末 7 名（男性 5 名、女性 2 名）

*2016 年末 12 名（男性 7 名、女性 5 名）

『今年の実答』

*2016 年末 12 名（男性 7 名、女性 5 名）

*2017 年末 12 名（男性 9 名、女性 3 名）

③ ②の被仮放免者につき、翌月に福岡入管から自治体に通知したのは何名か。男女別にお
答えいただきたい。

『昨年の回答』 ②と同じ、

*2015 年末 7 名（男性 5 名、女性 2 名）

*2016 年末 12 名（男性 7 名、女性 5 名）

『今年の実答』

*2016 年末 12 名（男性 7 名、女性 5 名）

*2017 年末 12 名（男性 9 名、女性 3 名）

④入管職員の出入国審査業務や、警備課職員の職務執行行為等に関して、収容者以外の人
から苦情を申し立てる窓口がありますか。

『昨年の回答』

総務課渉外調整官が苦情・相談の窓口となっており、苦情等が寄せられた場合速やかに関
係部署に連絡の上、事実関係を調査するとともに必要と認めれば改善処置をとることとし
ている。

『今年の実答』

総務課渉外調整官が苦情・相談の窓口となっており、苦情等が寄せられた場合速やかに関
係部署に連絡の上、事実関係を調査するとともに必要と認められれば改善処置をとること
としている。

10 福岡局管内の収容施設

① 2017 年中の福岡入国管理局の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてく
ださい。

『昨年の回答』 *2016 年 36 名 平均収容期間 5.4 日 最長収容期間 14 日

*昨年 12 月 19 日に新庁舎へ移転したが、収容定員は新旧変更はない。

『今年の実答』 *2017 年 36 名 平均収容期間 7 日 最長収容期間 28 日

②2016年及び2017年中に福岡局管内の収容施設において、収容中に自殺及び自傷行為をした人は何名いましたか。また収容中のトラブルから警察に逮捕されたケースはありましたか。

『昨年の回答』

2015年 自損行為 1名 警察逮捕・公務執行妨害・傷害 0名

2016年 自損行為 0名 警察逮捕・公務執行妨害・傷害 0名

2015年、2016年ともに自殺はなし

『今年の実答』

2016年 自損行為 0名 警察逮捕 0名 自殺 0名

2017年 自損行為 0名 警察逮捕 0名 自殺 0名

③2016年及び2017年中に他のセンター・局等へ移送された女性は何名いましたか。

『昨年の回答』 *2015年 東京入管へ 1名 大阪入管へ 1名

*2016年 0名

『今年の実答』 *2016年 0名 2017年 0名

④2016年及び2017年中に福岡入管の収容施設で、セクシャルマイノリティ（性的少数者）と思われる被収容者は何名いましたか。このような被収容者に対してどのような配慮がなされますか。

『昨年の回答』 *2015年 0名 2016年 0名

『今年の実答』 *2016年 0名 2017年 0名

11 福岡入管の職員体制について

2017年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数を教えてください。また前年度に比べてどの分野にどのくらい増減員がなされましたか。

『昨年の回答』

総定員 413名

福岡本局 99名

内訳、入国在留審査部門と審判部門 52名 警備部門 35名 その他 12名

総定員は、前年度比 47名増員（出入国審査を行う那覇空港等への増員）

『今年の実答』

総定員 465名

福岡本局 100名（入国在留審査部門と審判部門 55名 警備部門 32名 その他 13名）

総定員は、前年度比 52名増員（出入国審査を行う空海港等への増員）